

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項第2号の利用料金を定める規則の全部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第54号

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項第2号の利用料金を定める規則の全部を改正する規則

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項第2号の利用料金を定める規則の全部を次のように改正する。

京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例第6条第2項の利用料金を定める規則

- 1 京都市知的障害者更生施設大原野の杜条例（以下「条例」という。）第6条第2項第1号及び第2号に規定する別に定める額は、障害者自立支援法施行令第21条の3第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。
- 2 条例第6条第2項第3号に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 利用時間が4時間未満である場合 1,876円
 - (2) 利用時間が4時間以上8時間未満である場合 3,763円
 - (3) 利用時間が8時間以上である場合 5,056円

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)